

新宿 — 安田

(4) 爭議團本部決定ノ件

爭議委員、一任

(5) 寄附金募集者任命

爭議基金募集責任者トシテ熊本佐伯伊藤小島、四

名ヲ任命

斯レテ組合ハ右次ルノ如ク歎願書ヲ要求書トシテ即時
印刷シテ社レ組合ハ盟文局十ヶ所ノ配達夫ニ配布シ一方
爭議委員等ハ翌日朝日新聞岩月管理所ヲ訪問要求
書ヲ提出スルヲ開始シタル、拒絶セラレタル夕メ十七
日ヨリ罷業決行ニ指命ヲ發シ左ノ支局ハ同盟罷業ヲ為
スニ至ル

十ヶ所 谷隠田一ノ一支局

中野町團三三。五支局

杉並町馬圓寺一九。支局

通圓寺驛前九八三支局

二、其後ノ狀況

十七日罷業決行スルヤ前記支局管理所ニ於テハ岩月
主管カ夫和良労働會幹部トシテ關係ヲ利用シ合會ヨリ團
員十七八名ヲシテ右爭議關係支局ヲ訪問セシメ罷業
者ヲ威嚇スルノ行為ニ出テタルヲ以テ所轄警察署ニ
於テ嚴重警戒中ナリ

右及申(通)報候也